

さくら咲く



啓蒙
活動
を
おこな
う
な
ら
ば
!

『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>

町田市議会 政務活動費裁判

『違法支出！の判決確定！』

2024年2月29日、東京地方裁判所 品田幸男裁判長は、2014年～2017年度の町田市議会政務活動費の支出のうち、約1007万円が「違法」であるとの判決を言い渡しました。3月18日、原告代理人 弁護士千葉恒久先生が裁判所に電話を入れたところ、「本件は確定しました」との返事がありました。無事確定です！「市民の税金を有効に使ってほしい！」ごくあたりまえの「草の根」の主張が実を結びました。今後、町田市議会がどう改革を進めていくのか、目が離せません。ひきつづき、確定した判決内容と今後の町田市議会の動きを、市民の皆様にお伝えします。

まちだ市民クラブ会派【事務費】 年度末の複合機、パソコンの購入

河辺 康太郎 ① 2016年3月31日 複合機 41,065 円

戸塚 正人 ② 2016年3月31日 ノートパソコン 23,834 円

小関 重太郎 ③ 2016年3月30日 パソコン 93,825 円

《判決 2分の1返還》

市議会議員の活動は、その性質上後半かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所出使用する事務機器、複写機等の購入費については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能であるから、その2分の1を政務活動に資する備品等に係る経費であるものと推定しその限度で正当な支出であると認定するのが相当である。

- ① 違法に支出した政務活動費の額は、8万2130円の2分の1である4万1065円である。
- ② 証拠(甲13の5)及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員はノートパソコン代9万0806円のうち、1万3569円分についてはポイントカードを利用し、8000円分については金券を利用し、残額の6万9237円につき政務活動費を充当したことが認められる。そうすると9万0806円の2分の1である4万5403円の限度で政務活動に資する備品等に係る費用と認めるのが相当であるから、戸塚議員について違法に支出した政務活動費の額は、会派まちだ市民クラブが支出額として計上した6万9237円から政務活動費を充当することが許される4万5403円を控除した金額(2万3834円)である。
- ③ 違法に支出した政務活動費の額は、18万7650円の2分の1である9万3825円である。

自由民主党会派【調査活動費・駐車場代】 病院の駐車場代



議員名なし 2014年 6月17日 町田市民病院 15:05~16:12 100円

議員名なし 2014年 8月18日 町田市民病院 17:41~20:18 100円

市川 勝斗 2014年 7月 4日 町田市民病院 9:53~12:09 100円

2014年10月25日 町田市民病院 12:32~13:34 100円

2016年 2月22日 町田市民病院 15:13~16:32 100円

2016年 2月23日 町田市民病院 10:27~11:35 100円

議員名なし 2016年 2月24日 町田市民病院 8:10~9:58 100円

いわせ 和子 2016年 5月16日 町田市民病院 10:56~13:02 100円

2016年 6月 2日 町田市民病院 18:15~19:23 100円

2016年 6月22日 町田市民病院 12:40~13:50 100円

2016年 7月22日 町田市民病院 10:01~15:20 300円

2016年 9月27日 町田市民病院 18:13~19:17 100円

2016年10月14日 町田市民病院 10:54~12:21 100円

2016年10月28日 町田市民病院 17:45~19:18 100円

2016年12月27日 町田市民病院 17:37~19:49 100円

2017年 2月 7日 町田市民病院 9:38~13:55 200円

2017年 3月18日 町田市民病院 17:36~19:13 100円

議員名なし 2017年 3月23日 南町田病院 16:05~17:23 200円

議員名なし 2017年 3月29日 南町田病院 16:31~16:47 100円

議員名なし 2016年 7月16日 けいゆう病院駐車場 11:01~12:48 1080円

いわせ 和子 2017年 8月18日 町田市民病院 11:27~16:04 200円

渡辺徹太郎 2017年 7月19日 南町田病院 17:19~18:15 200円

《判決 全額返還》

病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が立証されたといえる。他方、会派自民党は、(中略)病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所であり、付近の現地調査のために利用されることもある等の主張をするが、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等のために上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、上記推認を覆すに足りない。(後略)本件各使途基準に適合しない支出であると認められる。



保守連合会派【通信費】 固定電話・スマホ代他

新井 よしなお	2014年度	90,000 円
	2015 年度	35,137 円
	2016 年度	81,334 円
	2017 年度	87,597 円
大西 宜也	2014年度	90,000 円
	2015 年度	35,908円
	2016 年度	73,900 円
吉田 つとむ	2014年度	90,000 円
	2015 年度	84,649 円
	2016 年度	101,649 円
	2017 年度	96,750円
白川 哲也	2014年度	90,000 円
	2015 年度	59,630 円
	2016 年度	67,176 円

《判決 実費2分の1以上の支出は返還》

2014 年度の通信費の支払い証明書には、「新井議員 15,000×12 カ月=180,000 円」との記載があるのみであること、大西議員、吉田議員及び白川議員についても同様の記載がある事が認められ、新井議員が通信費として実際に支出した金額やその内訳を認めるに足りる証拠はない。(中略)当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いことを考慮すると、その 2 分の 1 である 9 万円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当、(中略)したがって、上記支出のうち、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した金額は、会派保守連合の計上した支出金額 18 万円から上記 9 万円を控除した金額である 9 万円と認めるのが相当である。

(2015年、2016年、2017年度の通信費の支出に対しては、

それぞれの議員の「議員の実際の支出金額」を表に示したうえで、以下のように述べている。)

「議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いことを考慮すると、通信費として支出した金額の 2 分の 1 (別表 H1~H4 の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額)の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表 H1~H4 の各「裁判所の認定する違法支出額」の欄記載のとおりと認めるのが相当である。

(言い換えれば、上限18万とか、上限24万以内であれば良いというのではなく、

政務活動費の支出として認められるのは「議員の実際の支出金額」の2分の1であるということ!)

